

[ホーム](#)

学会案内

[概要](#)[定款等](#)[組織・役員](#)[学会からのメッセージ](#)[事務局・連絡先](#)

市民の皆様へ

[医療における放射線被曝](#)[放射線科の紹介](#)[放射線・原子力関連情報](#)[放射線医学の歴史](#)[レントゲンの日](#)

医学生・若手医師へ

[若手医師・学生の皆様へ](#)

平成13年度第2回理事会議事録

2006-6-1 14:34:00

日時：平成13年4月4日(水曜日)12:00～14:30
 場所：神戸ポートピアホテル南館5階 JRS第1会議室
 出席：増田康治会長、隈崎達夫総務理事、阿部公彦、
 石垣武男、板井悠二、打田日出夫、遠藤啓吾、
 酒井邦夫、高橋睦正、平木祥夫、平松慶博、
 山田龍作、山下 孝各理事
 小西淳二、利波紀久各監事、
 竹田 寛第37回秋季臨床大会長

議題

1. 前回議事録の承認
2. 第60回日本医学放射線学会総会について
3. 平成13年評議員会について
4. 財務委員会規約(案)について
5. JIRAとの委託契約について
6. 東南アジア放射線医学振興基金規定(改訂第3案)について
7. 排気・排水に係る放射性同位元素濃度管理ガイドライン(案)
8. 科学研究費補助金審査について
9. その他 医療事故防止委員会報告

議 事:

1. 前回議事録の既に行われている文書承認を確認した。また、阿部庶務理事より次期秋季臨床大会長に北日本地方会から秋田大学の渡会二郎君が推薦された旨の報告があった。
2. 第60回日本医学放射線学会総会について増田会長より総会の準備万端整ったことが報告された。
3. 平成13年評議員会について
評議員会提案事項の回答について再度回答事項の確認があり了承された。また隈崎総務理事より定款の変更について評議員会に資料として提出し意見を伺うことについての確認があり了承された。
4. 財務委員会規約(案)について
酒井会計担当理事より財務委員会規約(案)について説明があり理事会で検討後承認された。この規約についての運用は平成13年3月1日より施行することを確認した。(資料1)
5. JIRAから依頼があったJIRAとの委託契約について
石垣理事より配布資料に基づいて説明があった。委託契約の内容等につき理事会で検討した結果、委託契約期日、委託内容等についてまだ検討が不十分な点があるので石垣理事、隈崎総務理事と再検討を行った上で、再度理事会で検討することとした。また理事会の申し合わせ事項として今後委託事業を受けた場合その費用の3割を事務局経費とすることとした。
6. 東南アジア放射線医学振興基金規定(改訂第3案)について
山下担当理事から規約(案)について説明があった。東南アジア放射線医学振興基金の使用用途の枠を拡張するために基金の名称を変更することを検討したが、契約時の名称の変更は難しいとの結論に達した旨の報告があった。理事会で検討後、名称は変更せず、東南アジア放射線医学振興基金運用の内容を拡げることとした。この規定は2001年3月1日から施行する。

▶ 入会案内

▶ 会員のみなさまへ

[▶ What's New](#)[▶ 会員向けの情報](#)[▶ 学会からの情報・ガイドライン](#)[▶ 安全に関する情報](#)[▶ 会報・会告](#)[▶ 学会誌・出版物](#)[▶ 学術大会\(春・秋\)](#)[▶ 地方会案内](#)[▶ 国際交流](#)[▶ 関連学会集](#)[▶ 利益相反](#)[▶ 専門医制度](#)[▶ 医学物理士制度](#)[▶ リンク集](#)[▶ 電子放射線診療用語集](#)

会員専用ページへ



閲覧には会員番号と
パスワードが
必要です



日本語

Search

(資料2)

7. 排気・排水に係る放射性同位元素濃度管理ガイドライン(案)について
遠藤理事より、平成12年12月26日に医療法施行規則が公布され、3月12日付で都道府県知事宛に厚生労働省医薬局長通知が送られた件について報告があった。その中で、空気中、排気中、排水中の放射性同位元素の濃度限度が改められ、これに対応する放射性同位元素の使用と安全管理が求められている。そこで厚生労働省の担当官と「排気・排水に係る放射性同位元素濃度管理ガイドライン(案)」を作成し、その案が出来上がったとの報告があった。

このガイドラインについて日本医学放射線学会・日本放射線技術学会・日本核医学会・日本核医学技術学会の連名で各関連施設に配布したい旨の報告があり、理事会で検討後、このガイドライン(案)を承認することとした。またガイドラインについて医療法施行規則、厚生労働局長通知ともに4月1日実施となるのでガイドラインについても4月1日施行としたい旨の報告があり了承された。

8. 山田理事・遠藤理事より学術会議の研連委員会の報告があった。超音波学会の代表者より現在の科学研究助成金の公募は放射線科の分類は、医学の中の内科学・細目・放射線科・キーワードが放射線診断学・放射線治療学・核医学であり、これは超音波を専攻とする者には大変不利なので、新しく「医用画像学」を新設してはどうか、との提案が出されたとの報告があった。理事会で検討した結果、日医放としては新しく細目を設けることは了承出来ないが、キーワードの中に画像診断学を設けてはどうかとの意見を研連に回答することとした。

9. 定款の変更について

定款変更の検討事項の一つである準会員の定義について会員資格や会費など細則をつけ検討して行くこととした。

10. 酒井理事より医学物理士の問題について日医放としても積極的に検討を進めていく必要があるのではとの意見が出された。理事会としても医学物理連絡協議会と連絡を取り積極的に関連省庁などに働きかけて行くこととした。

報告事項:

1. 各委員会報告(1)医療事故防止委員会

平松担当理事より大まかな医療事故防止マニュアル(案)が出来上がったとの報告があった。事故事例については多くの関連施設から協力を戴き事例を収集できたので、取り扱いに気を付けマニュアルの中に取り入れて行きたい。また、このマニュアルは日本医放会誌及び学会のホームページに掲載する方向で進めており、秋季臨床大会には医療事故防止シンポジウムも予定しているとの報告があった。

2. その他

日本医学物理学会より新役員の紹介があった。

(資料1)

財務委員会規約

第1条 日本医学放射線学会(以下「学会」という。)に、財務委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 (目的)委員会は、学会の財政の健全化を図ることを目的とする。

第3条 (業務)委員会は次の業務を行う。

- (1)事業報告及び収支決算につき意見を述べる。
- (2)事業計画及び収支予算につき意見を述べる。
- (3)その他、第2条の目的に沿った意見を述べる。

第4条 (構成)委員会は、学会の会長、総務理事、庶務担当理事、会計担当理事並びに各地方会代表者で構成する。

2. 委員長は会長をもって充てる。

第5条 (委員会の開催)委員会は委員長が招集する。

2. 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

第6条(規約の改正)この規約の改正は、理事会の決定による。

付則

この規約は平成13年3月より施行する

(資料2) 東南アジア放射線医学振興基金規定

(設置)

第1条 東南アジア放射線医学振興協会に、東南アジア放射線医学振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の目的)

第2条 基金は、主として東南アジア放射線医学の振興を目的とする。

(基金の構成)

第3条 基金は、主に日本医学放射線学会(以下「学会」という。)からの受託金と受託金から生ずる利息をもって充てる。

(事業内容)

第4条 主として東南アジアの放射線科医の日本留学や日本でされる学術集会参加を援助する。

2. 主として東南アジアへ日本の放射線科医を派遣する。

3. その他、基金の目的を達成するのに必要な事業を援助する。

(事業の推進)

第5条 事業内容の具体化については委員会を設置して検討する。委員会は奨学金対象の選考作業等も受け持つ。

(委員会の構成)

第6条 委員会は学会の会長、総務理事、庶務理事、会計担当理事、国際渉外担当理事並びに広報担当理事で構成する。

2. 学会の総務理事は実行委員を任命し、事業原案を作成させることができる。

(事業報告と会計)

第7条 学会の総務理事は本協会を代表し、基金に関する事業計画書、事業報告書及び収支決算書を作成し、学会の理事会に報告するものとする。

第8条 会計年度は毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終る。

(事務)

第9条 基金に関する事務は学会事務局で行なう。

(雑則)

第10条 この規定に定めるもののほか、基金に関する必要な事項は学会理事会が別に定める。

附則

1. この規定は平成13年3月から施行する。

[このページのトップへ戻る](#)